

# 改正道路交通法が施行されます。 高齢者講習制度の改正及び準中型自動車免許の新設

改正道路交通法及びその下位法令が平成 29 年 3 月 12 日に施行となります。

これにより、高齢者講習制度が改正されるとともに、新たに準中型自動車免許が新設されます。

その概要は次のとおりです。

## 高齢者講習制度

### 1 臨時認知機能検査の新設

現行制度では、75 歳以上の高齢運転者は、3 年ごとに免許証更新時の認知機能検査を受けることとなっていますが、認知機能の現状をタイムリーに把握する制度が存在しなかったことから、75 歳以上の運転者が特定の違反行為をした場合に、臨時の認知機能検査を行うこととする制度が新設されました。

### 2 臨時高齢者講習の新設

一定の違反行為をして臨時認知機能検査を受けた方が、一定の基準に該当した場合には、臨時認知機能検査の結果に基づいた臨時高齢者講習を行うこととする制度が新設されました。

### 3 臨時適性検査制度の見直し(診断書提出命令の新設)

更新時及び臨時の認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された方は、違反の有無に関わらず、主治医等による診断書を提出するか、又は、臨時の適性検査(医師による認知症の診断)を受けなければなりません。

※ 医師の診断の結果、認知症と診断された場合は運転免許の取消し等の対象となります。

### 4 高齢者講習の合理化及び高度化

#### 【合理化】

現行制度では、70 歳以上 75 歳未満の高齢運転者は免許証更新に際して、3 時間の高齢者講習を受講することとされていますが、これを見直し講習時間が 2 時間となります。

また、75 歳以上の高齢運転者は認知機能検査(30 分)を受けた後に全員同じ高齢者講習(2 時間 30 分)を受講していましたが、認知機能検査の結果、認知機能に問題がない(第 3 分類)と判定された方は、これを見直し 2 時間の講習を受講することとされました。



#### 4 高齢者講習の合理化及び高度化

##### 【高度化】

75歳以上の高齢運転者で、認知機能検査の結果、認知機能が低下しているおそれがある(第2分類)と判定された方は、3時間講習を受講することとされました。(2時間30分→3時間)  
 ※ 時間変更と合わせ講習内容も見直され、合理化にあつては、討議の廃止、運転適性検査時間の短縮、高度化においては、ドライブレコーダー等を活用した個別指導等が取り入れられることとされました。また、合理化、高度化いずれにおいても講義は双方向型講義とされました。

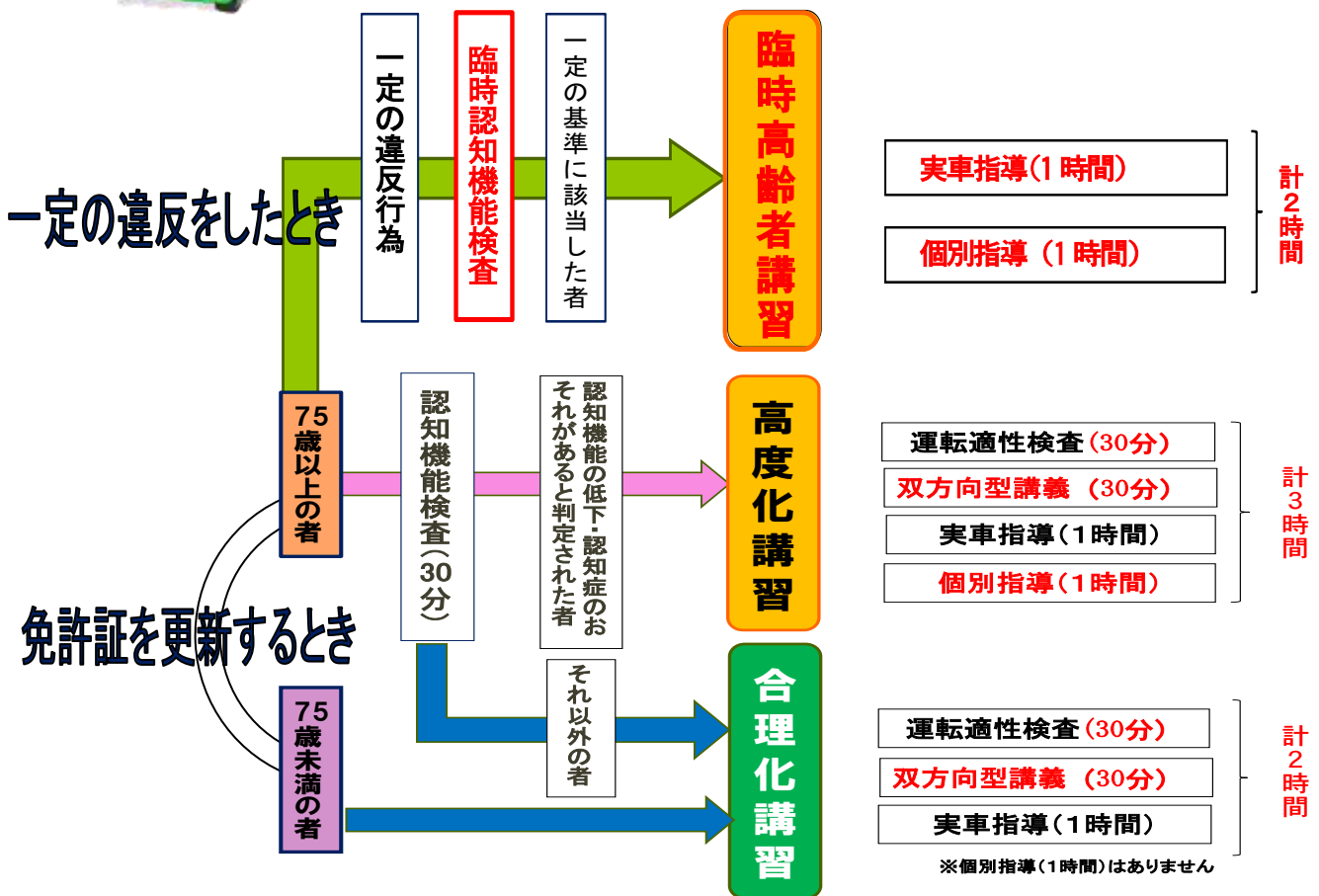


#### 5 臨時認知機能検査・臨時高齢者講習を受けない場合の取消し・停止

臨時認知機能検査や臨時高齢者講習を受けない場合、診断書提出命令に違反した場合には、一定の基準に従い、免許の取消し・停止を行うことができることとされました。



## 高齢運転者の更新手続と講習





# 準中型自動車免許の新設



## 1 準中型自動車・準中型自動車免許の新設

自動車の種類として、**車両総重量 3.5 トン以上 7.5 トン未満**の準中型自動車を新たに設け、これに対応して、準中型自動車免許が新設されました。

準中型自動車免許の受験資格は、普通免許を持っていなくても**18歳から受験**することができます。準中型自動車免許取得に当たり、準中型自動車の運転に係る**取得時講習等が義務付け**られました。



## 2 準中型自動車免許に係る初心運転者期間制度の新設

準中型自動車免許を受けた方で、準中型自動車免許を受けていた期間が通算して1年に達しない方については、原則、**初心運転者標識(初心者マーク)**の表示義務の対象となります。

準中型免許を受けた日から1年間(初心運転者期間)に違反行為をし、一定の基準に該当することとなった場合は、**再試験**を受けなければなりません。



## 3 聴覚障害のある方も準中型自動車免許を取得可能

聴覚に障害のある方で補聴器を使用しても10メートルの距離で90デジベルの警音器の音が聞こえない方も準中型自動車免許を取得できますが、特定後写鏡を取り付けることと、聴覚障害者標識を表示することが条件となります。



## 4 現行普通自動車免許と改正後の普通自動車免許の運転できる自動車の範囲

現行の普通自動車免許(H19.6.2~H29.3.11)に取得した普通自動車免許は、法改正後、**車両総重量5トン未満・最大積載量3トン未満**の自動車を運転することができる「**5トン限定準中型自動車免許**」とみなされ、改正前に運転することができた自動車を引き続き運転することができます。

改正後、「5トン限定準中型自動車免許」は限定解除審査を受けて合格するか、指定自動車教習所で所定の教習を受け、技能審査に準じた審査に合格し、運転免許センターで手続きをすれば免許条件の解除ができます。

改正後に取得した普通自動車免許で運転できる自動車の大きさは、**車両総重量は3.5トン未満・最大積載量2トン未満に引き下げ**となります。